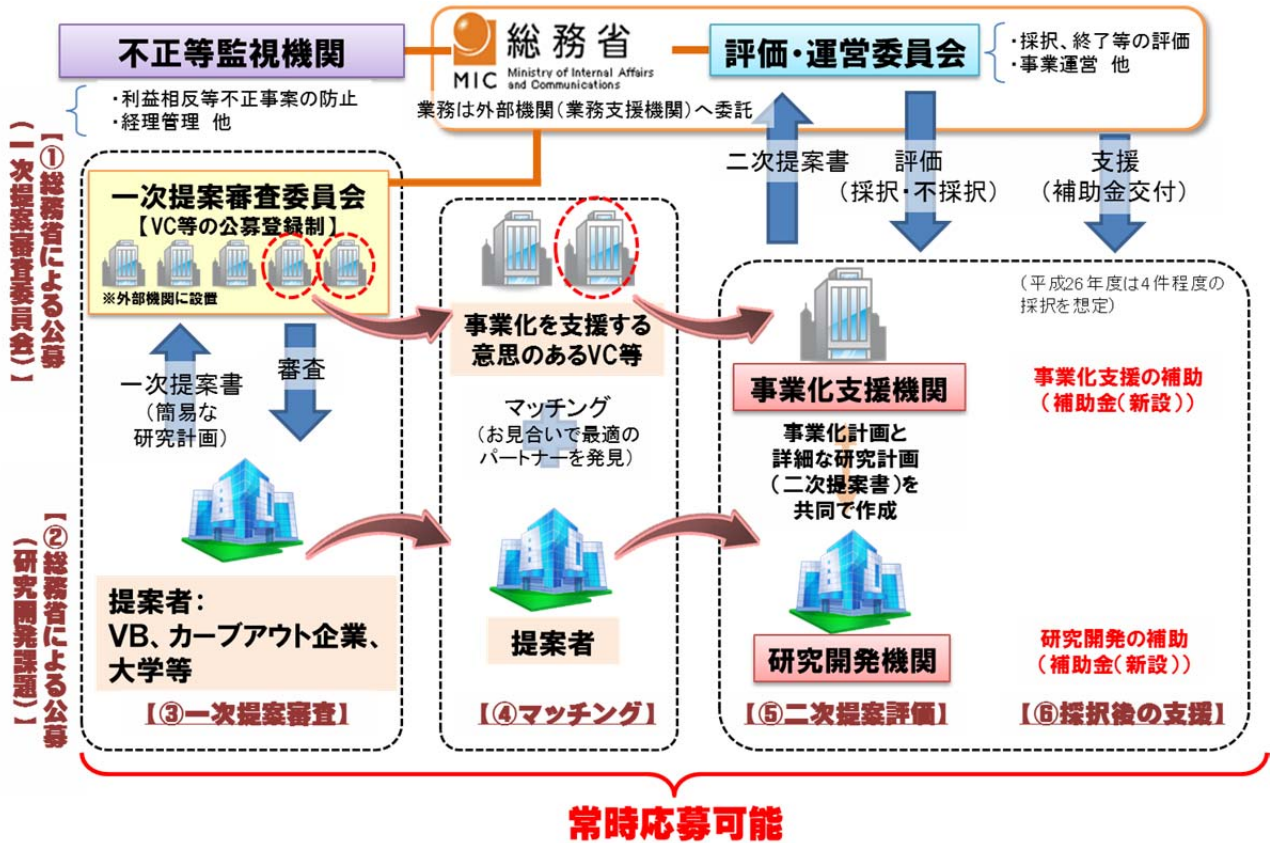


「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」業務支援機関業務実施要領

1. 業務の目的

補助金の交付及び執行等に係る支援業務を行うことにより、「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」の適正な執行が図られることを目的とします。

2. スキーム



各機関の役割分担

機関	担当内容
総務省	公募 交付決定 評価・運営委員会の設置・運営 追跡評価、事業化報告受領 等
評価・運営委員会	一次提案審査委員会候補機関の決定 共同提案の採択評価 終了評価・追跡評価 等
不正等監視機関	経理処理解説及びFAQの作成、維持管理 補助事業者に対する経理処理解説及びFAQに関する説明 補助事業者からの質問に対する対応 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等

	<p>に関する確認</p> <p>共同提案書作成に係る交付申請に関する利益相反の確認 額の確定に関する不正使用事例の確認 等</p>
業務支援機関	<p>一次提案審査委員会の設置及び運営</p> <p>共同提案申請支援</p> <p>研究開発の実施支援</p> <p>評価・運営委員会の活動支援</p> <p>情報発信、成果普及、イベント等の運営に係る業務 等</p>

3. 業務支援機関の業務内容

(1) 一次提案審査委員会の設置及び運営

受託事業者は、効率的かつ効果的に一次提案審査委員会を設置するとともに、運営する。また、総務省が実施する一次提案審査機関および研究開発機関の公募にかかる問合せ、および書類の受付対応を行い、「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」にふさわしい応募者を集める。

- 研究開発機関の一次提案の審査を行う「一次提案審査委員会」に関する書類（設置要項、利益相反基準、審査基準等）を作成する
- 総務省が行う一次提案審査委員会の公募（年度当初だけでなく、年度途中の追加公募も予定）を受け、公募に関する問合せへの対応等を行う
- 応募者（応募総数 30 件程度（※）を想定）の情報を整理し、不正等監視機関へ報告するとともに、評価機関として総務省が設置する評価・運営委員会に諮る
- 総務省からの一次提案審査委員会候補機関の決定通知を受け、一次提案審査委員会を設置する
- 総務省が行う研究開発機関の公募（原則として、支援額が予算額の上限に達するまで常時行うものとする）を受け、公募に対する問合せへの対応等を行う
- 応募者（応募総数 50 件程度（※）を想定）の情報を整理し、不正等監視機関へ報告するとともに、一次提案審査委員会を開催し、一次提案審査を実施する
- 一次提案審査結果を総務省及び応募者へ通知する

※想定件数は確約されるものではありません。

(2) 共同提案申請支援

受託事業者は、一次提案を行う機関と事業化支援のための協働意思を持つ一次提案審査委員会構成機関との間で有効なマッチングが図られるよう、支援する。また、マッチングが成立した際に、適切な共同提案書が速やかに作成されるよう、申請支援等を行う。

- 一次提案を行う機関と事業化支援のための協働意思を持つ一次提案審査委員会構成機関とによるマッチングを支援する

- マッチングが成立した後、共同提案書を作成するための事業化支援機関による補助金交付申請を支援する
- 総務省からの交付決定を受け、研究開発機関と事業化支援機関（以下補助事業者）に対して結果を通知するとともに、共同提案書の作成を支援する

(3) 研究開発の実施支援

受託事業者は、事業化支援機関および研究開発機関により実施される研究開発の適切な進捗がなされるように、進捗状況管理、額の確定検査等に向けた業務支援を行う。

- 補助事業者の事業進捗状況を確認し、必要な補助金に係る申請手続き等の指示や支援を行う
- 補助事業者からの事業の実施に関する質問に対して、不正等監視機関及び総務省と連携を図りながら対応する
- 補助事業者の実績報告書等の確認・修正・受領を行う
- 補助事業者からの請求書を受領し、総務省への支払い依頼を行う。また、補助事業者において概算払の希望がある場合には、必要性等を確認のうえ、対応を行う
- 補助事業者による2年度目の補助金交付申請の支援を行う
- 評価・運営委員会が行う終了評価及び追跡評価の実施に向け、補助事業者を支援する
- 研究開発終了後、補助事業者に対し、事業の実施報告等の作成を指示し、同報告を総務省へ提出する
- 上記の業務の中で、補助事業者の不正行為等が疑われる場合、不正等監視機関に事例を報告し、処分を仰ぐ

(4) 評価・運営委員会の活動支援

受託事業者は、円滑な事業運営を図るため、評価・運営委員会の活動を支援する。

- 評価・運営委員会において、採択評価、終了評価、追跡評価等を行うために必要な支援を行う

(5) 情報発信、成果普及、イベント等の運営

受託事業者は、以下の方法などを用いて、本事業の効果的な情報発信、成果普及、イベント等の運営を行う。

- Web（facebook、twitter 等を含む）
- 動画
- PR 冊子
- イベント
- その他

(6) その他

- 業務終了時の事務局活動報告（事業者とのコミュニケーション履歴等）
- その他